

居宅介護・重度訪問介護重要事項説明書

(令和8年1月1日現在)

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	Mpathy 株式会社
代表者役職・氏名	代表取締役 杉江 陸
本社所在地・電話番号	東京都渋谷区渋谷四丁目5番6号 トキワビル401号室 050-1808-5725
法人設立年月日	2020年3月18日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	ウェルホーム+ヘルパーステーション志木
事業所番号	居宅介護・重度訪問介護 (指定事業所番号 第1112200421号)
所在地	〒353-0007 埼玉県志木市柏町三丁目9番71号
電話番号	048-486-9205
FAX番号	048-486-9206
通常の事業の実施地域	志木市、朝霞市、新座市、富士見市、ふじみ野市

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (祝日、12月29日から1月3日までを除く。)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

(3) 事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	<ul style="list-style-type: none">●従業者と業務の管理を行います。●従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1人

サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> ●個別支援計画を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。 ●サービス担当者会議への出席等により関係機関と連携を図ります。 ●利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ●関係機関に対して、把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他必要な情報を提供します。 ●従業者の業務の実施状況を把握し、従業者の業務管理を実施します。 ●従業者に対する研修、技術指導を行います。 	常勤 1人
従業者	●個別支援計画に基づき、居宅介護・重度訪問介護のサービスを提供します。	常勤 7人以上 非常勤 0人

3 主たる対象者

(1) 居宅介護

- ア 身体障害者
- イ 知的障害者
- ウ 障害児（18歳未満の身体障害児、知的障害児）
- エ 精神障害者（18歳未満の精神障害者を含む）
- オ 厚生労働大臣が定める難病等対象者

(2) 重度訪問介護

- ア 身体障害者
- イ 身体障害児（15歳以上で、児童福祉法63条の3の規定により児童相談所長が利用を認めた児童に限る）
- ウ 知的障害者
- エ 精神障害者
- オ 厚生労働大臣が定める難病等対象者

4 サービス内容

(1) 居宅介護

身体介護	<p>利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者のADL・IADL・QOLや意欲の向上のための利用者と共にを行う自立支援・重度化防止のためのサービス、その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスを行います。 （排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助等）</p>
家事援助	<p>家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。（調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理）</p>
通院等介助	<p>通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動(公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る)のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。</p>

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。

5 利用料、その他の費用の額

(1)介護給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

居宅介護・重度訪問介護サービスに係る利用者負担額は、市町村が定める利用者負担上限月額（居宅介護・重度訪問介護サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。また、居宅介護・重度訪問介護サービスに要した総費用額から利用者負担額を差し引いた額を介護給付費として事業者が受領します。

事業者が利用者に代わり市区町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。

※地域区分別1単位当たりの単価10.72円（4級地）

利用料金の目安は、次表のとおりです。

内容	1回当たりの所要時間	利用料	利用者負担額
通院介助 身体介護 (有) 身体介護	30分未満	2,744円	274円
	30分以上1時間未満	4,330円	433円
	1時間以上1時間30分未満	6,292円	629円
	1時間30分以上2時間未満	7,171円	717円
	2時間以上2時間30分未満	8,082円	808円
	2時間30分以上3時間未満	8,972円	897円
	3時間以上3時間30分未満	9,873円	987円
	3時間30分以上 (30分増すごとに加算)	889円	88円

内容	1回当たりの所要時間	利用料	利用者負担額
家事援助	30分未満	1,136円	113円
	30分以上45分未満	1,640円	164円
	45分以上1時間未満	2,111円	211円
	1時間以上1時間15分未満	2,562円	256円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,948円	294円
	1時間30分以上1時間45分未満	3,333円	333円
	1時間45分以上2時間未満	3,709円	370円
	2時間以上(15分増すごとに加算)	375円	37円

内容	1回当たりの所要時間	利用料	利用者負担額
通院介助 身体介護 (無)	30分未満	1,136円	113円
	30分以上1時間未満	2,111円	211円
	1時間以上1時間30分未満	2,948円	294円
	1時間30分以上2時間未満	3,698円	369円
	2時間以上(30分増すごとに加算)	739円	73円

内容	1回当たりの所要時間	利用料	利用者負担額
重度訪問 介護	1時間未満	1,993円	199円
	1時間以上1時間30分未満	2,969円	296円
	1時間30分以上2時間未満	3,955円	395円
	2時間以上2時間30分未満	4,941円	494円
	2時間30分以上3時間未満	5,928円	592円
	3時間以上3時間30分未満	6,903円	690円

重度訪問 介護	3時間30分以上4時間未満	7,889円	788円	
	4時間以上8時間未満 (821単位に30分を増すごとに加算)	911円	91円	
	8時間以上12時間未満 (1505単位に30分を増すごとに加算)	911円	91円	
	12時間以上16時間未満 (2184単位に30分を増すごとに加算)	868円	86円	
	16時間以上20時間未満 (2834単位に30分を増すごとに加算)	921円	92円	
	20時間以上24時間未満 (3520単位に30分を増すごとに加算)	857円	85円	
	障害支援区分6に該当する場合 8.5%加算			
	重度障害者等の場合(重度訪問介護加算対象者) 15%加算			
入院時支援連携加算 1回につき300単位加算				

内容	1回当たりの所要時間	利用料	利用者負担額
移動介護 加算 重度訪問 介護	1時間未満	1,072円	107円
	1時間以上1時間30分未満	1,340円	134円
	1時間30分以上2時間未満	1,608円	160円
	2時間以上2時間30分未満	1,876円	187円
	2時間30分以上3時間未満	2,144円	214円
	3時間以上	2,680円	268円

※利用者の心身の状況等により、1人の従業者によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の従業者によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。

※1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、個別支援計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

(2)加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算(減算)されます。

※地域区分別1単位当たりの単価 10.72円(4級地)

種類	要件	利用料	利用者負担額
夜間・早朝加算	夜間(18時~22時)、早朝(6時~8時)にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の25%	
深夜加算	深夜(22時~翌朝6時)にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の50%	
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービス(身体介護)を行った場合	1回につき 1,072円	107円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自らサービスを行うか他の従業者に同行した場合	1月につき 2,144円	214円
喀痰吸引等支援体制加算	喀痰吸引が必要な利用者に対して喀痰吸引を実施した場合	1日につき 1,072円	107円
利用者負担上限額管理加算	上限管理が必要な利用者に対してサービスの提供を行い、上限管理を実施した場合	1月につき 1,608円	160円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員の研修等を実施	1月につき 総単位数の40.2%	
同一建物減算1※居宅介護	事業所と同一敷地内又は同一建物内に1月当たり20人以上の利用者が居住する場合	1月につき 所定単位数の-10%	

同一建物減算2 ※居宅介護	同一敷地内に1月当たり 50人以上 の利用者が居住する場合	1月につき 所定単位数の-15%
---------------	--------------------------------------	---------------------

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域にお住まいの方は、従事者が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、5キロメートル当たり30円を請求します。

(3) その他

ア 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

イ 通院、外出介助での従事者の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

ア 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。

イ 請求書は、利用月の翌月20日を目安に利用者あてにお届けします。

(2) 支払い方法等

ア 請求書到着の日より一週間以内までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。

- ・事業者が指定する口座への振り込み
- ・利用者が指定する口座からの自動振替

イ お支払いを確認しましたら領収証をお渡ししますので必ず保管してください。

6 秘密の保持

(1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

(2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

(3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、相談支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名	
	電話番号	

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、相談支援専門員等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：有料老人ホーム賠償責任保険 保 険 名：株式会エヌシーアイ
--

9 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

なお、前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。

10 事業継続計画について

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護・重度訪問介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとします。

11 衛生管理について

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

12 ハラスメントについて

事業所は、職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を以下のように講じます。なお、職場におけるハラスメントには、利用者等からのハラスメントも含まれるとされることに留意しなければなりません。

- (1) 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する
- (2) 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知する。

13 身体拘束の禁止

原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に契約者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

1. 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者・相談支援専門員・市町村又は運営適正化委員会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
3. 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

(2) 苦情相談窓口

担 当 電話番号 受付時間 受付日	管理者 齋藤 圭太 048-486-9205 午前8時30分から午後5時30分まで 月曜日から金曜日まで (祝日、12月29日から1月3日までを除く。)
----------------------------	--

市町村及び福祉サービスの苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

埼玉県運営適正化委員会	048-822-1243
志木市基幹福祉相談センター	048-456-6021

1 5 福祉サービス第三者評価実施状況

実施の有無 有 無

直近の実施日	
評価機関名称	
評価結果の開示	

1 6 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 従事者はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

- ア 医療行為
- イ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
- ウ 利用者以外の家族のためのサービス提供
- エ 日常生活を営むのに支障がないもの（草むしり、花木の水やり、犬の散歩等）
- オ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（家具・電気器具等の移動等、大掃除等）

(2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の相談支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。